

日本遺産葛城修験メディアプロモーション業務 公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、「日本遺産葛城修験メディアプロモーション業務」に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施する公募型プロポーザルにおいて、参加者からの提出物に基づき、業務を委託する事業者を公平かつ適正に審査を行うために必要な事項を定めるものである。

2 審査委員

「日本遺産葛城修験メディアプロモーション業務」事業者選定委員会の委員に任命された者とする。

3 審査方法

書面審査により実施。審査委員は、公募型プロポーザル参加者から提出された企画提案書を、実施要領に定める委託事業者の選定方法に基づき審査するものとする。

4 採点方法

下記「5 審査基準」に示す審査項目ごとに、各審査委員が評価を行う。

ただし、各項目において提案をしていない、又は提案の体裁が整っていない場合は、0点とする。各審査委員の採点の合計点数を評価点数とする。

5 審査基準

審査基準は下記に示すとおりとする。

① 業務実施体制（30点）

区分	審査基準	配点
業務実施体制	・円滑かつ効率的に業務を遂行できる業務実施体制及び人員配置となっているか ・本業務の遂行に必要な情報や協力者等のネットワークを有しており、本業務を理解した人員が配置されているか ・本業務にふさわしい実績、経歴の担当者を配置しているか	30点

② 業務内容に関する提案（70点）

区分	審査基準	配点
各種メディアを用いた“山好き”の若年層への情報発信	・情報発信を行う媒体や起用する著名人について、しっかりとした理由のもと、適切な提案がなされているか ・PRの方法及びその内容について、若年層への訴求効果の高い効果的なものが提案されているか ・葛城修験エリアを幅広くPR、情報発信できるような提案がされているか	35点
現地への誘客及び周遊を促進するキャンペーン	・キャンペーン内容について、葛城修験エリアへ効果的に誘客、周遊を促進するものが提案されているかどうか ・インセンティブは、現地への誘客、周遊につながる魅力あるものを選定しているか	35点